

●香川県告示第458号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により中讃広域都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成24年9月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 都市計画の変更に係る土地の区域

- 3・3・401 見立堀江線
- 3・4・402 多度津丸亀線
- 3・5・403 多度津善通寺線
- 3・5・404 善通寺多度津線
- 3・4・403 青木北鴨線
- 3・4・405 港線
- 3・4・406 北駅前線
- 3・4・407 多度津停車場線
- 3・4・601 大宮通
- 3・6・602 大麻線
- 3・5・603 今橋榎井線
- 3・6・604 今橋郷見線
- 2・3・604 宮前通
- 1・(小)・605 簀岡長法寺線
- 1・(小)・606 簀岡涌井線
- 1・(小)・607 神事場大井線

縦覧に供する図面表示のとおり

2 縦覧場所

香川県土木部都市計画課